

佐伯市建設工事等電子閲覧実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電子入札システムを利用して佐伯市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）並びに建設工事に係る測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務（以下「建設工事等」という。）の競争入札又は随意契約に係る電子閲覧の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書等 図面、仕様書（特記仕様書を含む。）、設計書、見積に必要な資料及び現場説明書並びにこれらの図書に係る質問回答書をいう。
- (2) 電子閲覧 設計図書等の全部又は一部を大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）において閲覧又は取得することをいう。
- (3) 電子データ 設計図書等をPDFファイル形式で保存したものをいう。

(電子閲覧に供する建設工事等)

第3条 電子閲覧に供する建設工事等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 電子入札システムを利用して、競争入札又は随意契約に付する建設工事のうち、設計図書等の電子化が可能なもの（設計金額・工種は問わない）。
- (2) 電子入札システムを利用して、競争入札又は随意契約に付する建設工事に係る測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務

(電子データの作成)

第4条 前条の規定により対象となった建設工事等に係る電子データは、建設工事等の設計担当者が作成するものとする。

- 2 前項の電子データは、全体容量50メガバイト以内で作成するものとする。
- 3 工事経理担当課は、工事担当課が前項の規定により作成した電子データが金抜き設計書となっているか等不備がないかを点検し、総合政策部契約検査課が入札を執行する場合は、競争入札執行依頼書の提出とともに、当該電子データを同課の指定する庁内ネットワーク上のフォルダ内に保存するものとする。

(電子閲覧の実施方法)

第5条 前条第3項の規定により点検した電子データを、一般競争入札にあつては入札公告、指名競争入札にあつては指名結果通知、随意契約にあつては見積依頼通知に記載さ

れた閲覧期間にあわせて、電子入札システムへ掲示し、電子閲覧に供するものとする。
ただし、入札公告の公表時又は指名結果の公表時に添付する他の書類のデータの容量と当該電子データの容量の合計が 50 メガバイトを超えるときは、電子閲覧に供さないものとする。

- 2 前項本文の規定により電子閲覧に供する場合であっても、発注者が必要と認める場合は、従来どおりの紙による設計図書等を準備し、紙による閲覧ができるものとする。
- 3 第1項本文の規定により電子閲覧に供した場合において、電子入札システムの障害等により電子閲覧ができないとき又は同項ただし書の規定により電子閲覧に供さないときは、当該電子データを保存した媒体の貸出し等を行うことができるものとする。

(電子閲覧の周知)

第6条 電子閲覧に供する場合の周知は、一般競争入札にあつては入札公告により、指名競争入札にあつては指名通知により、随意契約においては見積依頼通知等により行うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 11 月 1 日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札について適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 22 日から施行し、同日以後に公告し、又は通知する入札から適用する。